

障害福祉サービス事業所 なんぷ〜香房 運営規程

(事業の目的)

第1条 社会福祉法人南富良野大乘会が設置する なんぷ〜香房（以下「事業所」という。）が障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第5条第14項に基づく指定就労継続支援（B型）の事業の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、従業員が当該事業所の支給決定を受けたご利用者（以下「ご利用者」という。）に対し、適正な指定就労継続支援（B型）事業を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 指定就労継続支援（B型）事業は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、法、第5条第14項に規定する通常の事業所に雇用されることが困難なご利用者に対して就労の機会を提供するとともに、生産活動その他の活動の機会の提供を通じて、知識及び能力の向上のために必要な訓練その他の便宜を適切かつ効果的に行うものとする。また、一般就労に必要な知識能力が高まった者は一般就労への移行に向けて支援する。

2 事業所は、ご利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場にたって就労継続支援（B型）事業の提供をするよう努めるものとする。

3 事業所は、できる限り居宅に近い環境の中で、地域や家族との結びつきを重視した運営を行い、市町村、指定障害者支援施設や障害福祉サービス事業を行う者、その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めるものとする。

4 前3項の他、法及び「北海道指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例」（平成25年3月29日 規則 第37号）に定める内容のほか関係法令を遵守し、事業を実施するものとする。

(事業所の名称及び所在地)

第3条 事業所の名称及び所在地は次のとおりとする。

(1) 名称 障害福祉サービス事業所 なんぷ〜香房

(2) 所在地 北海道空知郡南富良野町字幾寅695番地2

(従業員の職種、員数及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する従業員の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

(1) 管理者 1名（常勤・兼務）

管理者は、従業員及び業務の管理を一元的に行うとともに法令等において規定されている就労継続支援（B型）事業の実施に関し、従業員に対して遵守させるための必要な指揮命令を行う。

(2) サービス管理責任者 1名（常勤・兼務）

サービス管理責任者は、個々のご利用者について、アセスメント、個別支援計画の作

成及び継続的な評価等を行い、サービス内容と実施の手順に係る管理を行う。

- (3) 生活支援員 最低人員基準以上（常勤・非常勤専従及び兼務）
生活支援員は、日常生活上の支援を行うとともに、就労継続支援（B型）の支援計画に基づきサービスの提供を行う。
- (4) 職業支援員 最低人員基準以上（常勤・非常勤専従及び兼務）
職業支援員は、就労継続支援（B型）の支援計画に基づき、作業訓練における各個人の課題を見極め、作業スキルの習得向上に向けた支援を行う。なお、1名を工賃達成指導員として配置する。
- (5) 栄養士（兼務）
栄養士は、献立を作成しご利用者の栄養管理を行う。
- (6) 事務員（常勤・兼務1名）
事務員は、経理、総務を担当する。

（主たる対象者）

第5条 事業所が行う指定就労継続支援（B型）事業の主たる対象者は、知的障害者とする。

（サービス提供日及びサービス提供時間）

第6条 事業所のサービス提供日及びサービス提供時間は次のとおりとする。

- (1) サービス提供日は、月曜日から日曜日とする。ただし、12月31日～1月3日までを除く。
- (2) サービス提供時間は、サービス提供日の6時間までとする。

（利用定員）

第7条 事業所の利用定員は35名とし、これを超えて指定就労継続支援（B型）の提供を行わないものとする。ただし、災害その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

（通所事業の実施地域）

第8条 通常の事業の実施地域（当該事業所が通常時にサービスを提供する地域をいう。以下同じ。）は、南富良野町の区域とする。

- 2 通常の実施区域以外の利用希望者に対して実施する場合もある。

（指定就労継続支援（B型）の支援計画作成）

第9条 管理者は、サービス管理責任者に指定就労継続支援（B型）の個別支援計画作成に関する業務を担当させるものとする。

- 2 指定就労継続支援（B型）の支援計画の作成に当たっては、適正な方法により、ご利用者について、その有する能力、その置かれている環境及び日常生活全般の状況等の評価を通じて利用者の希望する生活や課題を明らかにし、利用者が自立した日常生活を営むことができるように支援する上での適切な支援内容の把握をするものとする。
- 3 前項に規定する適切な支援内容の把握（以下「アセスメント」という。）に当たっては、ご利用者に面接して行うものとする。この場合において、サービス管理責任者は、面接の

趣旨をご利用者に対して十分に説明し、理解を得るものとする。

- 4 サービス管理責任者は、アセスメントの結果に基づき、ご利用者及びその家族の生活に対する意向、総合的な支援の方針、生活全般の質を向上させるための取り組み課題、指定就労継続支援（B型）の目標及びその達成時期、提供する上での留意事項等を記載した指定就労継続支援（B型）支援計画の原案を作成するものとする。この場合には、当該事業所が提供する指定就労継続支援（B型）以外の福祉サービス等の利用も含めて支援計画に位置付けるよう努めるものとする。
- 5 サービス管理責任者は、指定就労継続支援（B型）の支援計画作成に係る会（利用者に対する指定就労継続支援（B型）の提供に当たるサービスの担当者等を招集して行う会議をいう。）を開催し、前項に規定する指定就労継続支援（B型）支援計画の原案の内容について意見を求めるものとする。
- 6 サービス管理責任者は、第4項に規定する指定就労継続支援（B型）の原案の内容についてご利用者又はそのご家族に対して説明し、文書によりご利用者の同意を得るものとする。
- 7 サービス管理責任者は、指定就労継続支援（B型）の支援計画を作成した際には、当該支援計画を利用者に交付するものとする。
- 8 サービス管理責任者は、指定就労継続支援（B型）の作成後、少なくとも6ヶ月に一回以上定期的に、実施状況の把握（利用者についての継続的なアセスメントを含む。）を行い、必要に応じて支援計画の変更を行うものとする。
- 9 前項に規定する実施状況の把握（以下「モニタリング」という。）に当たっては、ご利用者と連絡を継続的に行うこととし、特段の事情のない限り、次に定めるところにより行うものとする。
 - (1) 定期的にご利用者に面接すること。
 - (2) 定期的モニタリングの結果を記録すること。

（指定就労継続支援（B型）事業の内容）

第10条 事業所が行う指定就労継続支援（B型）の事業内容はご利用者の心身の状況に応じて、ご利用者の自立の支援と日常生活の充実に資するよう、適切な技術をもって行なうものとする

- 2 事業所は、訓練等を行うにあたっては、常に1人以上の従業者を訓練等に従事することとする。
- 3 事業所は、指定就労継続支援（B型）における生産活動の機会の提供にあたっては、地域の実情や製品並びにサービスの受給状況を考慮しつつ、ご利用者の心身の状況や意向、障害の特性その他の事情を踏まえて行うように努めるものとする。また、生産活動の実施にあたっては、安全、ご利用者への負担、効率等を配慮し行なうものとする。
- 4 事業所は、利用者の障害特性に配慮しつつ、指定就労継続支援（B型）の提供の開始に際しては、あらかじめご利用者に対して、運営規程の概要、従業者の勤務体制、その他利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該指定就労継続支援（B型）の提供の開始について利用申込者の同意を得るものとする。

(サービス提供困難時の対応)

第11条 事業所は、指定就労継続支援（B型）事業所の通常の事業実施地域（当該事業所が通常時にサービスを提供する地域をいう。）等を勘案し、利用申込に対し自ら適切な指定就労継続支援（B型）の事業を提供することが困難であると認めた場合は、適当な他の障害福祉サービス事業所等の紹介、その他の措置を速やかに講じるものとする。

(受給資格の確認)

第12条 事業所は、指定就労継続支援（B型）の提供を求められた場合は、当該障がい者の提示する受給者証によって、支給決定の有無、支給決定の有効期間、支給量等サービス提供に必要な事項を確かめるものとする。

(訓練等給付費の支給申請に係る援助)

第13条 事業所は、指定就労継続支援（B型）に係る支給決定を受けていない障がい者から利用の申込があった場合は、その障がい者に意向を踏まえて速やかに訓練等給付費の支給申請が行われるよう必要な援助を行なうものとする。

(心身の状況等の把握)

第14条 事業所は、指定就労継続支援（B型）の提供にあたっては、ご利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努め、提供の開始に際し、ご利用者、ご家族及び市町村等にご利用者の状況を必要に応じ確認することとする。

(サービス提供の記録)

第15条 事業所は、指定就労継続支援（B型）を提供した際は、当該指定就労継続支援（B型）の提供日、内容その他必要な事項を都度記録するものとする。記録に際しては、ご利用者から指定就労継続支援（B型）を提供したことについて確認を受けるものとする。

(利用者から受領する費用の額)

第16条 事業所は、ご利用者が同一の月に他の指定障害福祉サービスを受けたときは、当該同一の月に受けた指定障害福祉サービスの額から法第 29 条第 3 項の規定により算定された訓練等給付費の額を除いた額の合計（以下「利用者負担額等合計額」という。）を算定するものとする。この場合において利用者負担額等合計額が負担上限月額（障害者自立支援法施行令（平成 18 年政令第 10 号）第 17 条第 1 項に規定する負担上限額をいう。）を超えるときは、事務所は当該指定障害福祉サービスの状況を確認の上、利用者負担額合計を市町村に報告するとともに支給決定障害者に通知するものとする。

- 2 事業所は、法定代理受領により市町村から指定就労継続支援（B型）に係る訓練等給付費の支給を受けた場合は、ご利用者に対し、その額を通知するものとする
- 3 法定代理受領を行わない（指定就労継続支援（B型）を提供した際は、その提供した指定就労継続支援（B型）の内容、費用の額、その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を支給決定障がい者等に対し交付し、前項に掲げる利用者負担額のほか、

ご利用者から、障害者自立支援法第29条第3項に規定する訓練等給付費又は法第30条第2項の規定により算定された特例訓練等給付費の額に90分の100（第31条の規定が適用される場合にあつては、100分の90を超え100分の100以下の範囲内において100分の100を市町村特例割合で除して得た割合）を乗じて得た額の支払いを受けるものとする。

- 4 前2項の支払いを受ける額のほか、（指定就労継続支援（B型）において提供される便宜に要する費用のうち、ご利用者から、次の各号に掲げる費用の支払いを受けるものとする。

(1) 食事の提供に要する費用

1日当たり 低所得者等 **297 円**

- 一 一般 上記費用に加えて、食事提供に係る人件費相当として、1食につき食事提供体制加算に係るご利用者負担額の支払いを受けるものとする。

- (2) その他日常生活において通常必要となるものに係る費用であつて、ご利用者に負担させることが適当と認められるもの

(提供拒否の禁止)

第17条 事業所は、正当な理由なく指定就労継続支援（B型）の提供を拒んではならない。

(サービス利用の留意事項)

第18条 サービス利用にあつては、次の事項に留意する。

- 2 ご利用者が外出するにあつては、事前に事業所へ届け出るものとする。
- 3 ご利用者は秩序に従って相互の親睦を深める。

(相談及び援助)

第19条 事業所は、常にご利用者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、ご利用者又はそのご家族に対し、その相談に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行うこととする。

(工賃の支払い)

第20条 事業所は、ご利用者に事業収入から事業に必要な経費を控除した額に相当する金額を工賃として支払うものとする。ご利用者に支払われる一月当たりの工賃の平均額は3,000円を上回る額とする。また、工賃水準を高めるよう努める。

- 2 事業所は、年度毎に工賃の目標水準及び前年度にご利用者に対し支払われた工賃の平均額をご利用者に通知するとともに、北海道に報告するものとする。

(職場実習の実施)

第21条 事業所は、利用者が就労継続支援（B型）の支援計画に沿って実習できるよう、実習の受け入れ先の確保へ努める。

- 2 事業所は、公共職業安定所、障がい者就業・生活支援センター等の関係機関と連携して、

利用者の就労に対する適性や要望に応じた職種や実習の受け入れ先の確保に努める。

- 3 事業所は、施設外就労及び施設外支援を実施し、就労促進に努めるものとする。

(求職活動の支援)

第22条 事業所は、公共職業安定所での求職登録等、ご利用者が行なう求職活動の支援に努める。

- 2 事業所は、公共職業安定所、障がい者就業・生活支援センター等の関係機関と連携して、ご利用者の就労に関する適性や要望に応じた職場開拓に努める。

(職業定着に係る支援の実施)

第23条 事業所は、ご利用者の職場定着を促進するために、障がい者就業・生活支援センター等の関係機関と連携して、ご利用者が就職した日から6ヶ月以上、職業生活における相談等の支援の継続に努める。

(就職状況の報告)

第24条 事業所は、ご利用者のうち前年度に就職した者の数、その他就職に関する状況を北海道へ報告するものとする。

(健康管理等)

第25条 事業所は、常にご利用者の健康状況に注意するとともに、当該就労継続支援（B型）事業所の従業員による健康管理を行うものとする。

- 2 事業所は、常にご利用者のご家族との連携を図るよう努めるものとする。

(食事)

第26条 事業所は、食事の提供にあたり、あらかじめご利用者に対してその内容及び費用に関して説明を行い、その同意を得るものとする。

- 2 事業所は、食事の提供にあたり、ご利用者の身心の状況及び嗜好を考慮し、適切な時間に行うとともに、障がいの年齢や特性によって、適切な食事の提供を行うため、必要な栄養管理を行うものとする。
- 3 事業所は、食事の提供にあたり、栄養士を置かないときは、献立の内容、栄養価の算定及び調理の方法について、保健所等の指導を受けるよう努めるものとする。

(緊急時等における対応方法)

第27条 従業員は、現に指定就労継続支援（B型）の提供を行っているときにご利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じるものとする。

(非常災害対策)

第28条 事業所は、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるとともに、非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連絡体制を整備し、それらを定期的に従業員に周知するものとする。

事業所は、非常災害に備えるため、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行うものとする。

(利用者に関する市町村への通知)

第29条 事業所は、就労継続支援（B型）を受けている利用者が次の各号のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、意見を付してその旨を当該利用者の援護の実施機関である市町村に通知するものとする。

- (1) 正当な理由なしに就労継続支援（B型）の利用に関する指示に従わないことにより、障がいの状況を悪化させたと認めるとき。
- (2) 偽りその他不正な行為によって訓練等給付費又は特例訓練等給付費を受け、または、受けようとしたとき。

(身体拘束の禁止)

第30条 事業所は、就労継続支援（B型）の提供にあたっては、ご利用者又は他のご利用者の生命又は身体を保護するために緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他ご利用者の行動を制限する行為（以下「身体拘束等」という）を行ってはならない。

- 2 事業所は、やむを得ず前項の身体拘束等を行う場合には、その様態及び時間、その際のご利用者の心身状況並びに緊急やむを得ない理由等必要な事項を記録することとする。
- 3 事業所は、身体拘束等の適正化を図るため、次の措置を講ずるものとする。
 - (1) 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会の設置及び委員会での検討結果についての従業者への周知徹底
 - (2) 身体拘束等の適正化のための指針の整備
 - (3) 従業者に対する身体拘束等の適正化のための研修の実施

(虐待防止のための措置)

第31条 事業者は、虐待防止に関する責任者を設置、従業者に対する虐待防止啓発のための定期的な研修の実施、成年後見制度を活用した権利、苦情解決体制の整備、自治体における虐待防止に関する相談窓口の周知等、虐待防止のための措置を講じるよう努めるものとする。

(情報の提供等)

第32条 事業所は、当該事業所を利用しようとする者が、適切かつ円滑に利用することができるように、事業所が実施する事業内容に関する情報の提供を行うよう努めなければならない。ただし、広告をする場合は、その内容が虚偽又は誇大なものであってはならない。

(苦情解決)

第33条 事業所は、ご利用者からその提供した就労継続支援（B型）に関する苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等、苦情解決に関する体制を整備し、提示するなどご利用者等に周知の徹底を図るものとする。

- 2 事業所は、社会福祉法第83条に規定する運営適正化委員会が同法第85条の規定により行う調査又はあっせんのできる限り協力しなければならない。

(利益供与等の禁止)

第34条 事業所は、相談支援事業を行う者若しくは他の障害福祉サービス事業者等又はその従業者に対し、当該事業所を紹介する事の代償として、ご利用者に対して金品その他の財産上の利益を収受してはならない。

- 2 事業所は、相談支援事業を行う者若しくは他の障害福祉サービス事業者又はその従業者から、ご利用者を紹介することの対象として、金品その他の財産上の利益を収受してはならない。

(地域との連携等)

第35条 事業所は、その運営にあたっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努める。

- 2 事業所は、その運営にあたっては、市町村が実施する事業に協力するよう努める。

(事故発生時の対応)

第36条 事業所は、ご利用者に対する就労継続支援（B型）の提供により事故が発生した場合は、事故の状況や事故に関してとった処置等を、北海道及び市町村、当該利用者のご家族等に連絡し、必要な措置を講ずるとともに、書面として記録するものとする。

- 2 事業所は、ご利用者に対する就労継続支援（B型）の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。

(衛生管理等)

第37条 事業所は、ご利用者の使用する設備又は飲用する水について、衛生上必要な措置を講ずるとともに、健康管理等に必要となる機械器具等の管理を適正に行わなければならない。また、事業所内において感染症が発生し、又は蔓延しないように必要な措置を講ずるとともに、従業者の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行うものとする。

(提示)

第38条 事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、従業者の勤務の体制、協力医療機関、事業の主たる対象とする障がいの種類その他のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示するものとする。

(会計の区分)

第39条 事業所は、実施する就労継続支援（B型）の事業所ごとに経理区分しなければならない。

(その他運営に関する重要事項)

第40条 従業員の資質の向上のために、次のとおり研修の機会を確保するものとする。

(1) 採用時研修 採用後6ヶ月以内

(2) 継続研修 施設内研修及び施設外研修

- 2 従業員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

- 3 事業所の従業員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得たご利用者又はそのご家族の秘密を漏らすことがないよう、従業員でなくなった後についてもこれらの秘密を保持すべき旨を従業員との雇用契約の内容とする。
- 4 事業所は、従業員、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備するものとする。
- 5 事業所は、利用者に対する指定就労継続支援（B型）の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、当該支援を提供した日から5年間保存するものとする。
 - (1) 指定就労継続支援（B型）支援計画
 - (2) 提供した具体的なサービスの内容等の記録
 - (3) 市町村への通知に係る記録
 - (4) 身体拘束等の記録
 - (5) 苦情の内容等の記録
 - (6) 事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録
- 6 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は、社会福祉法人南富良野大乘会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、平成19年	4月	1日から施行する。	
この規程は、平成19年	12月	1日から施行する。	
この規程は、平成20年	4月	1日から施行する。	
この規程は、平成20年	8月	1日から施行する。	
この規程は、平成21年	4月	1日から施行する。	
この規程は、平成21年	6月	1日から施行する。	
この規程は、平成22年	4月	1日から施行する。	
この規程は、平成23年	3月	7日から施行する。	
この規程は、平成23年	4月	1日から施行する。	
この規程は、平成27年	4月	1日から施行する。	
この規程は、平成28年	4月	1日から施行する。	
この規程は、平成29年	4月	1日から施行する。	
この規程は、平成30年	11月	1日から施行する。	
この規程は、令和	2年	4月	1日から施行する。
この規程は、令和	6年	4月	1日から施行する。